

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、玩具の企画、開発、製造及び販売を主とした事業を通じて社会に貢献できるよう事業を推進しております。具体的には、より多くの方々に「遊び心」を原点とした商品を提供し、生活の中の喜びの一翼をになえることを目標としております。あわせて、企業活動の適正な運営のため、適切な利潤を継続的に創出できる事業モデルにより、長期に安定した経営をおこなうことが必要不可欠と認識しております。

コーポレート・ガバナンスの基本的なあり方に関しては株主及び投資家、消費者、取引先、従業員、社会等のステークホルダーそれぞれからの期待や負託に応えられる経営体制を構築することが可能となるよう努めております。

そのために、経営に関する意思決定の迅速性・公正性を確保するとともに業務執行の効率化を図る一方、当社が採用している監査役設置制度を軸に、経営監視の強化を図り、より有効な企業統治体制の確立を目指していく所存であります。

また、当社グループ事業に係る役員及び従業員等がコーポレート・ガバナンスの重要性をしっかりと認識し、コンプライアンス等を実践した行動が確実におこなえるよう、今後も当該事項に係る研修・教育体制の充実に取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社バンダイナムコホールディングス	2,692,514	87.37
鈴木 珍男	12,600	0.40
株式会社SBI証券	10,700	0.34
島 茂樹	10,300	0.33
石田 桂子	9,600	0.31
楽天証券株式会社	9,400	0.30
花澤 喜久子	6,600	0.21
山内 章禎	5,900	0.19
熱海 俊和	5,400	0.17
村田 豊治	5,300	0.17

支配株主(親会社を除く)の有無	—
-----------------	---

親会社の有無	株式会社バンダイナムコホールディングス (上場:東京) (コード) 7832
--------	--

補足説明 更新

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	5月
-----	----

業種	その他製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引を行う場合には、取引の必然性を慎重に検討したうえで一般の取引条件と同様の適切な条件とすることとし、少数株主の利益を害することのないよう、適切に対応してまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況 更新	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	6名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人の連携状況につきましては、常勤監査役は会計監査人の年間監査計画策定の段階からその報告を受ける等、日頃から密接な関係性を維持しております。また、各監査役が会計監査人から四半期及び期末決算の監査結果等についての報告を受ける際には、当該監査の方法等の妥当性について検討し、監査上の課題や問題点等について、忌憚無く意見交換をおこなっております。監査役と内部監査部門の連携状況につきましては、当社の内部監査部門である内部監査室が実施している各部門ごとの内部監査の結果等について、内部監査室が各部門と協議する際、常勤監査役1名が必ず参加して、必要に応じ、適法性等に関する助言をおこなっております。くわえて、その内容及び結果は月1回おこなわれる監査役会にて報告され、他の監査役に報告されています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
大島 忠	他の会社の出身者														
加藤 興平	弁護士														

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大島 忠	○	——	大島氏は、長年にわたり金融機関において、金融業務を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、社外監査役に選任しております。 また、更に「一般株主と利益相反が生じるおそれが無い」等の要件を満たしているため、独立役員に指定しています。
加藤 興平	○	当社と取引関係のない弁護士 当社と取引関係のない他社の社外監査役	加藤氏は、弁護士として法的な専門知識と経験を有しており、客観的立場より当社の経営を監査していただくため、社外監査役に選任しております。 また、更に「一般株主と利益相反が生じるおそれが無い」等の要件を満たしているため、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	2名
--------	----

その他独立役員に関する事項

——

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

現状の業績状況に鑑み、当面の間は当該インセンティブ等の付与等は検討しておりません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

——

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が、現状1億円を超える役員が存在しないため、個別開示は実施しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬限度額は、年額210百万円(第20回定時株主総会決議)及び監査役の報酬限度額は年額50百万円(第21回定時株主総会決議)となっております。

賞与につきましては、取締役及び監査役とも支払っておりません。なお、役員賞与を支払う場合は、定時株主総会の決議をいただくこととしております。

なお、取締役の報酬については、業績、職務の重要性及び責任等を総合的に勘案した報酬案を取締役に諮り、最終的に決定することとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

現在、監査役会及び社外監査役を補佐する監査役会事務局員を、人事総務部の部員1名が兼務しております。また、社外取締役のサポートにおいても同部員が兼務しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

経営の意思決定は、毎月開催の定例取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会にておこなっております。また、より迅速な意思決定が必要な場合において、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議を省略できる旨を定款に定めております。

重要事項等の決定においては、事前に取締役及び幹部従業員による幹部会議(原則週1回開催)等にて検討・審議のうえ、取締役会に上程し、承認を受けることを原則としております。

監査・監督については、監査役制度を採用しており、監査役は会計監査・業務監査を実施するほか、取締役会に出席して、経営及び個別案件に対して適法性の観点から意見を述べる等、経営監視体制の強化を図っております。

さらに、常勤監査役1名は必要に応じ重要な会議等に出席し、個別案件に対して、同じく適法性の観点から、適宜意見を述べています。

社内内部監査及び会計監査等の状況としては、以下のとおりであります。

内部監査室において、法令、定款及び社内規程等の遵守状況並びに会計記録の正確性、網羅性等の運用状況の調査を「内部監査規程」に基づき、計画的に実施しております。

一方、会計監査人である監査法人保森会計事務所と監査契約を締結し、会計監査を実施しております。なお、当会計監査業務を執行する公認会計士は三枝哲氏、山崎貴史氏の2名で、その他、業務執行社員以外の監査従事者が数名おります。

取締役の指名決定に係るプロセスは、代表取締役社長が株主総会に付議する取締役選任議案を取締役に付議しております。当該取締役会において、他の取締役を含め、取締役候補者に対する妥当性についての審議を経て、株主総会に付議する取締役選任議案の最終決定をしております。

監査役の指名決定に係るプロセスは、代表取締役社長が株主総会に付議する監査役選任議案につき、監査役会の同意を得た上で、取締役会に付議しております。当該取締役会において、他の取締役を含め、監査役候補者に対する妥当性についての審議を経て、株主総会に付議する監査役選任議案を最終決定しております。

役員の報酬額等の決定につきましては、株主総会で決定している報酬総額の限度内で、その都度、業績、職務の重要性及び責任等を総合的に考慮した上で、取締役の報酬は取締役会で決定し、監査役の報酬は監査役の協議により、決定しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社グループは、コンプライアンスを最優先とした経営のもと、事業運営に係る意思決定を迅速かつ効率的におこなうために、現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択しております。

現在、取締役は5名体制であり、それぞれの取締役は当事業に精通し、各種会議体の決議等においても、迅速かつ効率的に意思決定がおこなわれております。

また、当社の監査役会は、経営の中立性と客観性を確保するため、それぞれ違った分野の専門家で構成され、取締役会等を通じて取締役がおこなう意思決定及び業務執行に対し、積極的に意見等を述べております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当該書面を早期発送できるよう努めております。
その他	定時株主総会招集通知等を当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	投資家向け専用ページにリリースを適時開示するとともに、IRライブラリーとして決算短信、有価証券報告書、定時株主総会招集通知、定時株主総会決議通知等を掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「ウィズグループ企業行動指針」において、消費者、取引先・同業者、株主・投資家、社会、従業員それぞれに対する立場の尊重を規定し、役員及び従業員が当該行動指針に基づき、業務をおこなうよう周知徹底を図っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「IRポリシー」(http://www.wizinc.co.jp/ir/ir_policy.html)に基づき、当社グループに対する理解を促進し、事業と経営の方針や財務情報を正確に認識・判断いただけるよう、公平かつ積極的な情報開示に努めております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

コーポレート・ガバナンスが有効に機能するため、健全な内部環境の整備・運用のため及びリスクへの適正な対応のために内部統制システムの構築は非常に重要であると認識しております。現在、決議しています内部統制システム構築のための基本方針は以下のとおりです。

1. 当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社グループの取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範のもとで、その職務を遂行するために「ウイズグループ・コンプライアンス基本規程」及び「ウイズグループ企業行動指針」の定めを周知徹底し、遵守する。

ロ. 当社グループでのコンプライアンス活動を推進していくために、当社代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置する。当該委員会は、当社グループでのコンプライアンス上の問題、活動状況等を適宜、当社取締役会及び当社監査役に報告することとする。

ハ. 当社グループの取締役及び使用人からの法令等の違反行為に関する通報または相談に対して適切な処理を行うため、「ウイズグループ内部通報処理規程」の定めに従い、通報先を社内及び社外とするコンプライアンスホットラインを設置し、活用する。

ニ. 当社内部監査室は、当社グループの使用人の職務の執行が法令及び定款等に適合しているかにつき、各部門の事業活動の監査を行い、改善すべき事項を明らかにしたうえで、助言や勧告を行う。当該監査結果は当社代表取締役社長に報告し、各監査役に周知する。

2. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「取締役会規則」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」等に基づく、職務権限及び意思決定の定めに従うことにより、適正かつ効率的に取締役の職務の執行が行われる体制を構築する。また、子会社においてもこれに準拠した体制を構築する。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に関する情報・文書の取扱いについては「文書保存管理規程」の定めに従い、遵守する。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループにおいて発生しうるリスク状況の監視、発生防止に係る管理体制の整備のため、また、不測の事態が発生した場合の手続きについて「リスク管理規程」の定めに従い、リスク管理を適正かつ効率的に行う。

5. 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項

イ. 「関係会社管理規程」等に従い、各子会社は自社の事業の経過、財産の状況及びその他の重要な事項について、定期的に当社へ報告を行う。

ロ. 各子会社において、当社内部監査室の定期的監査を実施し、当社代表取締役社長はその報告を受ける。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役を補助すべき要員については、監査役からの要請により当社使用人をその任につける。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

イ. 監査役を補助すべき使用人の人事異動を行う場合は、あらかじめ監査役会の同意を必要とする。また、職務の補助を委任された使用人は監査役の指揮命令に従うものとする。

ロ. 当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するために、当社監査役は代表取締役社長及び会計監査人との会合を、それぞれ定例化する。

8. 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

イ. 当社グループの取締役及び使用人は、当社監査役より業務執行について報告を求められた場合、速やかに回答しなければならない。また、当社グループに著しく影響を及ぼすと考えられる重要事項、法令・定款・規程違反等の不正行為やそれに準ずる不当な事実を知り得た場合には、遅滞なく当社監査役に報告することとする。

ロ. 当社内部監査室は当社監査役に定期的に当該監査の状況及び結果を報告する。

ハ. 当社グループは、報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由に、不利な取扱いを行うことを禁止する。

9. 監査役の職務の執行に生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い、または償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

10. 信頼性のある財務報告を行うための体制

当社グループは、「財務報告に係る内部統制に関する基本的計画及び方針」並びに関係法令等を遵守することにより、財務報告に係る適切な内部統制の整備・改善を図るとともに、これを評価し、報告する体制を構築する。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な方針

当社グループは、「反社会的な個人、グループには毅然として、一切の利益を与えないこと」を「ウイズグループ企業行動指針」において宣言している。また、管轄警察署との連携を図り、加えて「警視庁管内特殊暴力防止対策連合会」に加盟するなど、外部団体との連携を強化し、情報等の収集に努める。

(注)上記基本方針は、平成27年6月17日開催の取締役会において一部修正決議したものであります。主な修正内容はグループ内部統制に関する事項及び監査を支える体制等の整備に関する事項の明確化であります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、「反社会的な個人、グループには毅然として、一切の利益を与えないこと」を「ウイズグループ企業行動指針」において宣言しております。当該案件については経営企画部を統括部署とし情報の収集及び社内での周知徹底に努めており、更に地元警察署との連携を図るため、「警視庁管内特殊暴力防止対策協議会」に加盟するなど、外部情報の収集や外部団体との連携を強化しております。

あわせて、取引先との契約に伴う書面等には、「反社会的勢力排除条項」を規定することとしており、契約の相手方が万一反社会的勢力であることが判明した場合は速やかに無催告解除条項及び関連契約の解除等要求条項の適用が可能となるようにしております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項
